

第2期山武市子ども・子育て支援事業計画の 中間年の見直しについて

1 第2期山武市子ども・子育て支援事業計画について

(1) 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

(2) 計画の概要

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、計画年度内の「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、5年間の「量の見込み」と「確保方策」を設定しています。

○量の見込み：利用に関するニーズ量（＝需要量）

○確保方策：量の見込みに対応する確保の内容（＝定員等の供給量）

2 中間年における計画の見直しについて

子ども・子育て支援事業計画は、「教育・保育及び子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して策定したものです。（以下「基本指針」という。）

この基本指針において、計画に定めた「量の見込み」が実際の認定状況と大きくかい離している場合には、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には計画の見直しを行うこととされており、今年度が中間年に該当します。

また、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について（令和4年3月18日付け内閣府事務連絡）」において、計画見直しの要否の基準が示されました。この基準と併せて以下留意事項に沿ってそれぞれ見直しの要否を検討しました。

【 留意事項 】

※見直しの要否については、市町村の実情を踏まえて検討すること。

※かい離の原因が、新型コロナウイルス感染症等の影響によるものである場合は、令和5年度以降に見直しを行うことや「量の見込み」の補正を実施するにあたり当該影響を十分に留意した上で補正すること。

3 「教育・保育」の量の見込みの見直しについて

【見直しの要否の基準】

令和3年4月1日時点の教育・保育の認定区分ごとの子どもの実績値が、計画における「量の見込み」よりも10%以上かい離している場合

別紙1(1)のとおり、認定区分ごとに実績値と量の見込み(計画値)を比較したところ1号認定を受けた子どもについては、基準年の令和3年度において、13.8%のかい離が生じていますが、令和4年度以降は、計画値と量の見込みとの間に、大幅な差が生じていないため、見直しは不要と考えます。また、別紙1(2)のとおり、2・3号認定を受けた子どもについても、基準年において10%未満のかい離であるため、見直しは不要と考えます。

4 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みの見直しについて

【見直しの要否の基準】

教育・保育の「量の見込み」の見直しに併せて、各事業の実施状況や利用状況が計画における「量の見込み」と比較して大幅なかい離が生じている場合

別紙2のとおり、各事業の実績値と量の見込み(計画値)を比較したところ、(11)の放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、供給量(定員数)の変更や実績値から算出した令和4年度以降の見込み量について、計画値とかい離が生じていることから、見直しを行います。また、その他の事業については、実績値と計画値のかい離があるものもありますが、新型コロナウイルス感染症等の影響によるものと考えられるため、見直しは不要と考えます。

5 その他の見直しについて

(1) 山武市総合計画の成果指標等の見直しについて

本市の最上位計画である山武市総合計画の内容と実態にかい離が生じないよう見直しが必要となります。現在、令和5年度からの次期総合計画の策定に伴い、成果指標名は、別紙3のとおりとなる予定です。また、目標値等については、現在、総合計画担当課で調整中のため、決まり次第報告いたします。

(2) その他事業等の見直しについて

令和4年4月に「子ども・子育て支援法」が一部改正されたことにより、子ども・子育て支援の提供に係る機関の連携の推進に関する事項が追加されました。本改正については、努力義務であり、中間年の見直しまたは次期計画により対応することとして差し支えないとされていることから、本市では次期計画策定時に対応することとします。